

協議第26号 協定項目22 - 4 情報公開、個人情報保護制度の取扱いについて

- 1 情報公開、個人情報保護制度については、合併時に再編する。
- 2 情報公開・個人情報保護審査会及び情報公開・個人情報保護審議会については、合併時に再編する。

協議第27号 協定項目22 - 5 広報広聴事業の取扱いについて

- 1 広報紙は、月1回発行とし、発行日及び配布方法は合併時に再編する。
- 2 ホームページは、合併時に再編する。
- 3 要覧については、合併後1年を目途に再編する。
- 4 村長への手紙・Eメール・村政モニター制度については、合併時に再編する。

協議第28号 協定項目22 - 6 国際交流、広域交流事業の取扱いについて

- 1 国際交流に関する事務の負担金については、合併時までに調整する。
- 2 海外派遣事業については、合併後速やかに再編する。

協議第29号 協定項目22 - 7 消防、防災事業の取扱いについて

- 1 消防事業
 - 2 村に設置されている消防団は、合併時に再編する。
- 2 防災事業
 - (1) 地域防災計画については、合併後速やかに策定する。なお、策定までの間は、2村の計画により運用する。
 - (2) 防災会議については、合併時に再編する。
 - (3) 災害対策本部については、合併時に再編する。
 - (4) 防災行政無線については、現行のとおりとする。なお、合併後段階的に再編する。
 - (5) 防災訓練については、訓練の実施方法及び内容等、合併後速やかに再編する。